

2食産第5386号

令和3年1月29日

日本農林規格調査会長 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

日本農林規格の制定について（諮問）

下記に掲げる日本農林規格について制定を行う必要があることから、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第3条第4項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

きのこ中のオルニチンの定量 — クロマトグラフ法の日本農林規格